

**令和元年第2回泉南市議会定例会議案補助資料
条例新旧対照表**

(追加分)

資料一覧表

(令和元年6月10日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	19	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5

議案第19号補助資料 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例新旧対照表

改正前				改正後					
別表第1 (第6条関係)				別表第1 (第6条関係)					
各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)	各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)		
区分	定義			区分	定義				
(略)				(略)					
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	特定世帯	0円	B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	特定世帯	0円		
			<u>2,000円</u>				<u>0円</u>		
C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	特定世帯	2,000円	C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	特定世帯	0円
				<u>6,000円</u>					<u>0円</u>
C 2		48,600円以上 77,100円以下	特定世帯	3,000円	C 2		48,600円以上 77,100円以下	特定世帯	0円
				<u>8,000円</u>					<u>0円</u>
D 1		77,101円以上122,700円以下		<u>9,000円</u>	D 1		77,101円以上122,700円以下		<u>0円</u>
D 2	122,701円以上211,200円以下		<u>11,000円</u>	D 2	122,701円以上211,200円以下		<u>0円</u>		
E 1	211,201円以上301,000円以下		<u>15,000円</u>	E 1	211,201円以上301,000円以下		<u>0円</u>		
E 2	301,001円以上		<u>17,000円</u>	E 2	301,001円以上		<u>0円</u>		

改正前	改正後
<p>備考</p> <p>1 この表において、当該年の8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から翌年の8月分までの利用者負担額は当年度の市町村民税を算定基礎とする。</p> <p>2 B階層からC2階層までの階層における特定世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定するひとり親家庭で、現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(2) 次に掲げる障害児又は障害者（それぞれ社会福祉施設に措置されている者を除く。）を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児</p> <p>エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者</p> <p>3 C1階層からE2階層までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は、適用しないものとする。</p> <p>4 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>5 この表のB階層からE2階層までの階層の世帯であって、同一世帯に<u>小学校3年生又は特別支援学校の小学部3年生までの子ども（以下「小学校3年生までの子ども」という。）が2人以上いる世帯の利用者負担の額について</u></p>	<p>備考</p> <p>1 この表において、当該年の8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から翌年の8月分までの利用者負担額は当年度の市町村民税を算定基礎とする。</p> <p>2 B階層からC2階層までの階層における特定世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定するひとり親家庭で、現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(2) 次に掲げる障害児又は障害者（それぞれ社会福祉施設に措置されている者を除く。）を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児</p> <p>エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者</p> <p>3 C1階層からE2階層までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は、適用しないものとする。</p> <p>4 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p>

改正前					改正後				
<p>は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、B階層からC2階層までの世帯の子どもの順位の算定方法等は、次の表の（注）によらず次項の規定により算定するものとする。</p>									
第1順位の子ども		利用者負担額表に定める額							
第2順位の子ども		利用者負担額表に定める額×0.5							
第3順位以降の子ども		無償							
<p>（注）小学校3年生までの子どものうち、最年長者を第1順位の子どもとし、最年長者の次に年齢の高い者を第2順位の子どもとし、それ以外の子どもを第3順位以降とする。</p>									
（略）									
<p>6 前項ただし書の世帯については、順位を決定するときの算定対象となる子どもの範囲は、年齢にかかわらず生計を一にする子どもとし、またB階層及び特定世帯の利用者負担額は、第2順位の子どもについても無償とする。</p>									
別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）				
各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）		各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
区分	定義		保育標準時間	保育短時間	区分	定義		保育標準時間	保育短時間
（略）					（略）				
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	特定世帯	0円	0円	B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	特定世帯	0円	0円

改正前					改正後							
				<u>2,400円</u>	<u>2,200円</u>				<u>0円</u>	<u>0円</u>		
C	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	特定世帯	<u>4,000円</u>	<u>2,900円</u>	C	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	特定世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
				<u>8,700円</u>	<u>6,300円</u>						<u>0円</u>	<u>0円</u>
D1		48,600円以上 61,300円未満	特定世帯	<u>4,500円</u>	<u>3,200円</u>	D1		48,600円以上 61,300円未満	特定世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
				<u>12,100円</u>	<u>8,800円</u>					<u>0円</u>	<u>0円</u>	
D2		61,300円以上 72,900円未満	特定世帯	<u>5,200円</u>	<u>3,700円</u>	D2		61,300円以上 72,900円未満	特定世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
				<u>15,000円</u>	<u>10,900円</u>					<u>0円</u>	<u>0円</u>	
D3		72,900円以上 85,300円未満	77,101円 未満の特定世帯	<u>5,900円</u>	<u>4,300円</u>	D3		72,900円以上 85,300円未満	77,101円 未満の特定世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
				<u>19,000円</u>	<u>13,800円</u>					<u>0円</u>	<u>0円</u>	
D4		85,300円以上97,000円未満		<u>21,000円</u>	<u>15,200円</u>	D4		85,300円以上97,000円未満		<u>0円</u>	<u>0円</u>	
E1		97,000円以上122,700円未満		<u>21,500円</u>	<u>15,600円</u>	E1		97,000円以上122,700円未満		<u>0円</u>	<u>0円</u>	
E2	122,700円以上146,700円未満		<u>22,000円</u>	<u>16,000円</u>	E2	122,700円以上146,700円未満		<u>0円</u>	<u>0円</u>			
E3	146,700円以上169,000円未満		<u>22,300円</u>	<u>16,200円</u>	E3	146,700円以上169,000円未満		<u>0円</u>	<u>0円</u>			

改正前					改正後				
F 1		169,000円以上230,700円 未満	<u>22,800</u> 円	<u>16,500</u> 円	F 1		169,000円以上230,700円 未満	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円
F 2		230,700円以上269,600円 未満	<u>23,500</u> 円	<u>17,000</u> 円	F 2		230,700円以上269,600円 未満	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円
F 3		269,600円以上301,000円 未満	<u>24,400</u> 円	<u>17,700</u> 円	F 3		269,600円以上301,000円 未満	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円
G		301,000円以上397,000円 未満	<u>25,500</u> 円	<u>18,500</u> 円	G		301,000円以上397,000円 未満	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円
H		397,000円以上	<u>29,000</u> 円	<u>21,000</u> 円	H		397,000円以上	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円
<p>備考</p> <p>1 この表において、当該年の8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から翌年の8月分までの利用者負担額は当年度の市町村民税を算定基礎とする。</p> <p>2 B階層からD3階層までの階層における特定世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定するひとり親家庭で、現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(2) 次に掲げる障害児又は障害者（それぞれ社会福祉施設に措置されている者を除く。）を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児</p> <p>エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p>					<p>備考</p> <p>1 この表において、当該年の8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から翌年の8月分までの利用者負担額は当年度の市町村民税を算定基礎とする。</p> <p>2 B階層からD3階層までの階層における特定世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定するひとり親家庭で、現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(2) 次に掲げる障害児又は障害者（それぞれ社会福祉施設に措置されている者を除く。）を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児</p> <p>エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p>				

改正前	改正後								
<p>オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者</p> <p>3 C階層及びH階層までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は、適用しないものとする。</p> <p>4 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>5 この表のB階層からH階層までの階層の世帯であって、同一世帯から2人以上同時に保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の規定により認定を受けた施設をいう。）、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子どもが2人以上いる世帯の利用者負担の額については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（57,700円以上77,101円未満の特定世帯以外の世帯を除く。）についての子どもの順位の算定方法等は、次の表の（注）によらず次項の規定により算定するものとする。</p>	<p>オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者</p> <p>3 C階層及びH階層までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は、適用しないものとする。</p> <p>4 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p>								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 1077 421 1145">第1順位の子ども</td> <td data-bbox="427 1077 846 1145">利用者負担額表に定める額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1150 421 1219">第2順位の子ども</td> <td data-bbox="427 1150 846 1219">利用者負担額表に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1224 421 1331">第3順位以降の子ども</td> <td data-bbox="427 1224 846 1331">無償</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="174 1335 846 1430"> <p>（注）入所、入園又は利用している小学校就学前子どものうち、最年長者を第1順位の子どもとし、最年</p> </td> </tr> </tbody> </table>	第1順位の子ども	利用者負担額表に定める額	第2順位の子ども	利用者負担額表に定める額×0.5	第3順位以降の子ども	無償	<p>（注）入所、入園又は利用している小学校就学前子どものうち、最年長者を第1順位の子どもとし、最年</p>		
第1順位の子ども	利用者負担額表に定める額								
第2順位の子ども	利用者負担額表に定める額×0.5								
第3順位以降の子ども	無償								
<p>（注）入所、入園又は利用している小学校就学前子どものうち、最年長者を第1順位の子どもとし、最年</p>									

改正前					改正後				
<p>長者の次に年齢の高い者を第2順位の子どもとし、 それ以外の子どもを第3順位以降とする。</p>									
(略)									
<p>6 前項ただし書の世帯については、順位を決定するときの算定対象となる子 どもの範囲は、年齢にかかわらず生計を一にする子どもとし、またB階層及 び特定世帯の利用者負担額は、第2順位の子どもについても無償とする。</p>									
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)				
各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区 分			利用者負担額 (月額)		各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区 分			利用者負担額 (月額)	
区 分	定義		保育標準時 間	保育短時間	区 分	定義		保育標準時 間	保育短時間
(略)					(略)				
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	特定世帯	0円	0円	B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	特定世帯	0円	0円
			3,600円	2,600円				0円	0円
(略)					(略)				

